時事新報

外資輸入

今日金融の窮迫、全國の鐵道を始めとして鑛山開墾諸製造の事業は到底敗滅せざるを得ず或は世の實力家は之を自然の成行に附して倒るゝ者を倒す可しとて悠然たる者なきに非ざれ共事の原因に溯りて此慘狀を釀したる所以の事情を尋れば過日の紙上(本月十五十六日)にも記したる如く數年來政府の低利策に影響せられて今日あるとあれば獨り人民の油斷不注意のみを咎む可きにあらず況んや彼の少數の實力家をして他の不幸不運に乘して奇利を利せしむるに於てをや假令へ人情を別にして論ずるも多數を倒して少數の僥倖を成すは經濟の得策に非ず尙況んや今回の禍は政府の筋の人爲に由來したるものあれば之を救ふにも同じく人爲の手段を用るの要あるに於てをや我輩は兎も角もして商工社會に大波瀾を起さずして其急を救はんことを冀望し樣々の想像說を記して理財者の參考に供したりしが固より完全の妙案とてはある可らずと雖も諸說中最も有力にして最も確なるものは外資輸入の一策なる可しと信する其次第を述べんに前日も既に論じたる如く日本國民は俗に云ふ身代不相應なる事業を起して中途に當惑するものなれば資本を他に借用して其事業の取續きを謀り後に至りて收入の利益を分つの外ある可らず然らざれは是れまでの辛苦は既に費したる一部分の資本と共に皆無に歸す可し、分り切ッたる物の數なれば政府が此數理に注意して外資輸入の事を決するは至當の政策にして德義上より論ずれば今の窮迫商工に對するの義務ありと云ふも不可なきが如し今の商工業は低利の假相に酩酊して漫に發起して顚に窮したるものあればあり扱ふゝに外資を輸入したりとして假に其利子を年五分とし之を利用するの法を如何す可きやと云ふに一說に政府が是れまで發行したる整理公債證書の高は既に八千餘萬圓ある可し近年來世間の金利は漸く騰貴する有樣あれば五分利の公債に百圓の價なきは當然のみとにして今日にても之を政府の度外に置き例へば官よ對する保證等に用るに其價格を低く許し、日本銀行にて其抵當たるを拒むが如きあらば百圓の價は忽ち下落して五六十圓に至る可し斯る性質のものを人民に抱かしむるは不條理なるが故に輸入の外資を以て整理公債を償還すれば政府は唯內債を轉じて外債に變するまでにして利子に損する所なく而して其償還したる元金は民間に溢れて流通の資本たる可しと云ふ者あり此說誠に然り整理公債證書は我國に於て到底百圓の價を保つ可きものにあらざれば政府より百圓に買出したるものを百圓に買戾して其金を民間の資本に利用せしむるは正當の道なれども斯の如くするときは政府の低利策も同時に廢止して世間の金利は頓に騰貴し彼の低利を標準にして起りたる國中の事業は金利の爲めに衰頽するの恐なきにあらず今日の救急法としては尙未だ足らざるが如し左れば第二說に外資を入れたらば先づ第十五國立銀行より借入れたる千五百萬圓を一時に拂戾して之に同銀行の所有金を加ふるか又は政府より特に資本金を出して之を補足し新に一大會社を起して其營業は銀行の正則に於て行ふ可らざる事を行ひ慥なる見込さへあれば鐵道にても鑛山にても又は運輸開墾等の事業にても資本を貸渡し其期限を長くし其利子を低くし數年を期して事業を完全せしむ可し斯の如くして政府が整理公債證書を處するの法は尙當時の筆法を用るの間に徐々に其自然の價格に下らしむるの方略を施すときは經濟社會の大波瀾を免かれ數年の中には諸會社の事業も完全して自立の勢を成すに至る可しと云ふ者あり此第二說は我輩の特に贊成する所にして近來英國の商人が發起して既に我橫濱にも出張したる彼のツラスト　エンド　ローン社中の如き其營業の目的は專ら銀行の正則に許さゞる所の金融を助るに在りと云ふ商工の事は單に銀行のみに依賴す可らざるを以て知る可し唯右の第二說中に政府が公債證書の價格を維持して低利の筆法を一時に改めず云々は遺憾なるに似たれども事柄の是非得失に論なく數年の間に慣れたるものを一時に改るときは必ず害なきを得ず低利の弊たる全く人爲に出でたる變態なれども決して之に急變の策を施す可らず其害は酒毒の患者に向て俄に禁酒を命ずるの不可なるが如くなればなり

人或は政府が外資輸入策を行ふを見て悅ばざる者もあらんなれども今日の日本の經濟を此まゝに放棄するときは看すゝ國の損亡たる可きは疑を容れず本來外債を忌むは金の利足を外國人に拂ふて國の損亡たる可しとの意味ならん然るに今日我國の有樣は一時低利の夢を見て自力に不相應なる事業を企て進退谷りて將さに大損亡に陷らんとするの時節にして恰も大病人に接するの姿あれば既往の不養生を咎るも無益なり將來の事を顧慮するの遑もある可らず目下の急を救ふの手段とあれば之に從ふ可きのみ何ぞ外債を恐るゝに足らんや然かのみならず現に今日に於ても外國人が中山道鐵道公債又は整理公債證書を買へば日本政府は外國人に利子を拂ふの義務あるに非ずや又事實に於ても間接直接に多少は拂ひつゝあることあらん若しも今後政府の筋にて公債の價格を度外に置き世間に行はるゝ金利の割合に從て上下せしめ中山道公債が七八十圓に下り(先年七分利付金祿公債は六十圓臺に下りたることあり)整理公債が五六十圓に下りたらば之を所有して年八分より一割の利子に當るが故に外國の金融者は爭ふて之を買取り遂には悉皆彼等の手に歸するやも知る可らず是れまで政府より賣出したる整理公債を凡そ八千餘萬圓とし中山道公債を二千萬圓とすれば大數一億圓の高は外國人の所有を許し其公債證書が彼等の所有に歸すれば日本政府は之に對して每年約束の利子を拂はざるを得ず即ち一億圓までは既に外債の道を開きたるものにして官邊にも民間にも一言の異論なかりしに非ずや然るに今公債證書の仲立あれば外債は苦しからずして外債と名くる外債は不都合なりと云ふ歟我輩は其理由の所在を知るに苦しむ者なり

又みゝに注意す可きは政府にて果して救急策の必要を會心したらば之を實施するに一日片時も猶豫す可らざるの一事なり商賣世界の事は實に活物の活動にして時機を誤るときは如何なる名案妙策も其用を爲さず此れを思ひ其れを案じ、右に語り左に談じ、今日の談、熟せずして明日に送り、明日は不時の要用に妨げられて又その次の日を期するなど去れ是れして半個月一個月を空ふする其間には世間商況の活動みれを留めて駐む可らず一時に破裂して大混亂に陷る可し左れば大藏大臣は自から其責任の重きを認め百事を抛て此一方に精神を注くみそ本意なれ國務大臣なる者は平生貴顯と稱せられて特に榮譽の盛なる代りに斯る場合には其心配も亦特に大ならざるを得ず商賣社會の安寧を維持するも大臣の方寸に在り之を破壞せしむるも大臣の方寸に在り東洋固有の風とは申しながら大藏大臣の責も亦重しと云ふ可し

官報

朕工兵會議條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年三月二十四日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第三十九號

工兵會議條例中左ノ通改正ス

第五條中「工兵曹長、工兵軍曹」ノ八字ヲ削ル

勅令第三十九號參照

勅令第三十九號工兵會議條例(明治二十一年五月二十一日官報)抄錄

第五條　事務官ノ下ニ工兵上等監護、工兵監護、工兵曹長、工兵軍曹及屬若干名ヲ置ク

朕新原採炭所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年三月二十四日　海軍大臣伯爵西郷從道

勅令第四十號

新原採炭所官制

第一條　新原採炭所ハ海軍豫備炭山ヲ管轄シ石炭ヲ採堀スル所トス○第二條　新原採炭所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長　一人　機關少監或ハ大機關士　屬　二人　技手　一人○第三條　所長ハ佐世保鎭守府司令長官ノ命ヲ承ケ所務ヲ整理ス○第四條　屬技手ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ニ從事ス

朕海軍軍樂練習所廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年三月二十四日　海軍大臣伯爵西郷從道

勅令第四十一號

明治二十二年(二月)勅令第十七號海軍軍樂練習所官制ヲ廢ス

朕女子高等師範學校設置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年三月二十四日　文部大臣子爵榎本武揚

勅令第四十二號

高等師範學校中女子部ヲ分離シ女子高等師範學校トス

朕高等師範學校高等中學校高等商業學校東京職工學校東京高等女學校東京美術學校東京音樂學校東京盲啞學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年三月二十四日　文部大臣子爵榎本武揚

勅令第四十三號

明治十九年(四月)勅令第三十五號高等師範學校高等中學校高等商業學校東京職工學校東京高等女學校東京美術學校東京音樂學校東京盲啞學校官制中高等中學校ノ上ニ「女子高等師範學校」ノ八字ヲ加ヘ東京職工學校ヲ東京工業學校ト改メ「東京高等女學校」ノ七字ヲ削ル

第一條中敎頭ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ「敎諭奏任自一等至六等」ヲ「敎諭奏任自二等至六等」ト改ム

敎授　奏任自一等至四等

第三條中敎諭ノ上ニ「敎授又ハ」ノ四字ヲ加フ

第五條中敎諭ノ上ニ「敎授」ノ二字ヲ加フ

朕第三回內國勸業博覽會出品ニ關スル意匠登錄ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年三月二十四日　農商務大臣岩村通俊

勅令第四十四號

第一條　第三回內國勸業博覽會陳列ノ物品ニ應用シタル意匠ニシテ出品ノトキ新規ニ屬スルモノハ手數料及登錄料ヲ要セス其ノ登錄ヲ受クルコトヲ得圖面又ハ雛形ニテ陳列ノ意匠モ亦前項ニ依ルコトヲ得○第二條

前條ニ依リ登錄
○第三條　第一
治二十三年五月
務局ノ照明書ヲ
第四條　前三條
○內務省令第一
明治二十一年內
廻加シ本年四月
明治廿三年
三月廿五日
內務省令第一號
第七條　版權
ヲ願書ニ添
現金ハ爲替
ハ內務省總
便爲替券ヲ
前項ノ版權
登錄願又ハ
シ納付書ヲ
○內務省令第三
第三條　第一條
ヲ納付スヘシ
現金ハ爲替
內務省總務局
替券ヲ以テ納
前項ノ手數料
一號第八書式
○內務省告示第
版權登錄料版權
許證明書下付手
ノ時間タルヘシ
四月二十日
七月十一日
九月十一日
明治廿三年
三月廿五日
○文部省告示第
右ハ明治二十年
依リ中學校ノ
明治廿三年
三月廿五日
○監獄官練習所
所ヲ設置シ本

雜

○ビスマーク
は獨逸大宰相
就き許を下し
關係を生する
欲するの念切
論を辭職の眞
間社會黨鎭壓
を取りたれど
國會が社會黨
み勞働問題よ
の副署なく問
臣の任を退き
るに至りたる
間に意見を異
の辭職は實よ
職を見れば皐
ヒ促さへも之
し今常は充分
事を證明する
課の爲に迫ら

(英量)封度　凡我百二十目　本(ドーン)　凡我十三貫五百目　噸　凡我二百七十貫九百五十目
(英尺)呎　九分　凡我一尺〇五分　碼(ヤード)　凡我三尺〇一分　哩(マイル)　凡我十四町四十五間一尺
(佛量)基　凡我二百六十　(佛尺)米突　凡我三尺

○新橋橫濱間發車時刻　新橋發午前六時十分(急行)、六時四十分、八時、八時卅五分(急行)、九時四十五分(急行)、十時五十分、午後零時五分、一時廿五分、二時三十分、四時四十五分(急行)、六時、六時五十分、八時卅分、九時五十五分、十一時十五分(急行)●橫濱發(新橋に向け)午前六時、六時三十分、七時二十分、八時三十分、九時十五分(急行)、十時二十分、十一時、十一時五十五分、午後零時五分、一時三十分、二時、三時卅五分、四時二十五分(急行)、五時五十分、六時卅五分、七時五十分、九時、十時五分、十一時五分(急行)、八時五十五分、十一時二十五分、午後三時、五時十分、七時四十五分

○新橋神戶間發車時刻　新橋發午前六時十分(京都止り)、九時十五分(神戶迄)、四時四十五分(神戶迄)●静岡發(下り)午前七時十五分(神戶迄)、午後零時十九分(京都止り)、四時十五分(名古屋止り)、十時五十九分(神戶迄)○(上り)午前七時、午前十時三十分、午後零時四十五分、五時三十分、午前七時八分(名古屋迄)●名古屋發(下り)午前九時四十五分、十一時三十分、午後二時(以上神戶迄)、大時十五分(京

○上州鐵道發車時刻　一時四十五分、午後五時
○仙臺線鐵道　午前六時、十一時五十五分、午後二時